

65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護保険料の基準額と段階表の変更により、65歳以上の方の介護保険料が変わります。6月中旬に発送する納入通知書で確認してください。

◆松阪市介護保険料段階表（平成27年度～28年度）

対 象		所得段階	保険料率	年間保険料額
●生活保護を受給されている方 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		第1段階	基準額×0.4	30,912円
本人が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方			
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方			
世帯の中に市民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第4段階	基準額×0.85	65,688円
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第5段階	基準額	77,280円
本人が市民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満の方	第6段階	基準額×1.25	96,600円
	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	第7段階	基準額×1.4	108,192円
	本人の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	第8段階	基準額×1.75	135,240円
	本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	第9段階	基準額×1.85	142,968円
	本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	第10段階	基準額×2.05	158,424円
	本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	第11段階	基準額×2.2	170,016円
	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	第12段階	基準額×2.4	185,472円
	本人の合計所得金額が1,300万円以上の方	第13段階	基準額×2.5	193,200円

※第1段階の方の介護保険料は負担軽減措置後の金額です。

※世帯の状況は年度当初の4月1日時点の世帯構成で判断します。（年度の途中で65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点）

課税年金収入額：市民税のかからない年金収入を除いた、高齢・退職年金等

合計所得金額：収入から必要経費を控除し、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額

（土地建物等の譲渡所得がある場合は特別控除前の金額、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額）

▶詳しくは… 介護保険課 ☎53-4090

各振興局地域住民課（嬉野☎48-3852、三雲☎56-7910、飯南☎32-2922、飯高☎46-7112）

お知らせ掲示板

**求む！あなたの「おもてなし力」を！
松阪HHGクラブ会員募集**

松阪市観光協会に事務局を置く「通訳ボランティアグループ（松阪HHGクラブ）」の会員を募集します。
観光または在住外国人の方の通訳ボランティアをしてみませんか。英語のみならず、今後ますます需要があると思われる中国語のボランティアを募集します。あなたの「おもてなし」の力をお貸しください。

☎松阪HHGクラブ 代表 加藤 庸一
☎090・9015・4813

働く皆さんの生活を応援！ （勤労者生活資金貸付）

東海労働金庫は、市と協働して生活資金の貸付を行っています。

融資内容：教育・医療・介護・出産・育児・自動車に関する資金

対象：①②④をすべて満たす方

①市税の滞納がない方

②市内に1年以上住民登録があり、引き続き居住する満20歳以上の方

③勤続1年以上で前年の年収が150万円以上400万円以下の勤労者で自営業でない方

④保証機関の保証が受けられる方

融資額：200万円以内

返済期間：教育15年以内、その他10年以内

保証人：不要

今年度より住宅資金の貸付もはじまりました。

☎東海労働金庫松阪ローンセンター
☎0120・6660・839

8月から介護保険の制度が変わります!

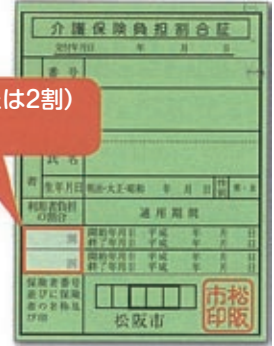
65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上の方は、介護保険サービスを利用する時の自己負担が2割になります。

ただし、次に該当する方の自己負担は1割です。

年金収入+年金以外の合計所得金額が…

- ① 単身の方で280万円未満
- ② 65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満

7月中に、市の介護認定がある方に対し、「負担割合証」を郵送します。介護保険被保険者証とともに保管し、介護サービスを利用する時は、被保険者証と一緒に事業所へ提示してください。



負担割合（1割または2割）が記載されます。

8月から、施設に入所した場合などの、食費や居住費を軽減する制度の対象者と、申請の方法が変わります。詳しくは7月の広報まつさかに掲載します。

▶ 詳しくは… 介護保険課 ☎53-4058

国民健康保険税は期限内に納めてください

国民健康保険税の納税通知書は6月12日(金)に発送します。

納税通知書が届きましたら、納付方法を必ず確認し、期限内に納めてください。

◆納付の方法

普通徴収は、口座振替と現金払いの2種類で、6月～3月に10回、税を納めていただきます。口座振替の場合は、納期限日に口座から引き落とします。現金払いの場合は、コンビニ・金融機関の窓口で納付してください。

特別徴収は、年金の支給月（6回）に、世帯主の年金から天引きして税を納めていただきます。

新たに特別徴収の対象となった世帯や、対象から外れた世帯は、納付方法が切り替わります。また、平成27年度中に世帯主または被保険者が75歳になって後期高齢者医療制度へ移行する世帯は、年度当初から一律に普通徴収となります。

平成27年度に国民健康保険税の税率を改正しました。詳しくは広報まつさか5月号29ページをご覧ください。

▶ 詳しくは… 保険年金課 ☎53-4048
各振興局地域住民課 ☎嬉野48-3837 ☎三雲56-7910 ☎飯南32-2922 ☎飯高46-7112

踏切設備のない場所での線路横断は絶対にやめましょう

列車通過直前に横断し列車が急停止しました。一歩間違えれば、重大な死傷事故につながります。踏切設備のない場所での路線の横断は絶対にやめましょう。
JR東海では、踏切設備のない場所で危険と思われる箇所には、フェンス、警告板等を設置して警告しています。踏切や地下道をご利用ください。

問 東海旅客鉄道株式会社 松阪工務区
☎050・3772・3910

「子どもの人権110番」強化週間

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組を強化します。

とき 6月22日(月)～28日(日) 午前8時半～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

相談番号 子どもの人権110番

☎0120・0007・110

問 津地方法務局人権擁護課

☎059・228・4193

放送大学10月生募集

放送大学はテレビ等の放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間

第1回 6月15日(月)～8月31日(月)
第2回 9月1日(火)～20日(日)

*資料を無料で差し上げます。

問 放送大学三重学習センター

☎059・233・1170

http://www.ouj.ac.jp